

Q1. インターンシップはすべて対象になりますか？

A1. 都内の工業系高校、産業高校、高専が行うインターンシップが対象です。中学生や大学生は対象になりません。また、1日に満たない短時間のものや就業体験を伴わない工場見学、職場見学、企業説明会などは対象になりません。

Q2. 奨励金の支給対象要件を教えてください。

A2. 原則として都内に主たる事業所を有するものづくり(※2)を行う中小企業者等(※1)です。
 (※1)中小企業基本法(第2条)に規定する中小企業者(みなし大企業は対象外)及び「中小企業等協同組合法(昭和24年法律第181号)」に基づく組合又は「中小企業団体の組織に関する法律」第3条に基づく中小企業団体の、構成員の半数以上が東京都内に主たる事業所を有する中小企業であるもの。ただし、一般社団法人、一般財団法人、医療法人、社会福祉法人、特定非営利活動法人(NPO)等は対象外となります。
 (※2)日本標準産業分類(平成25年10月改定)で建設業、製造業、情報通信業(ソフトウェア業)、デザイン業、土木建築サービス業、機械設計業、商品・非破壊検査業、自動車整備業、機械等修理業に分類されるもの。

Q3. 東京都以外の企業がインターンシップ生を受け入れた場合は？

A3. 都内に事業活動拠点※を置く企業であれば、他県の事業所で実施するインターンシップも奨励金の支給対象となります。詳しくはお問い合わせください。
 ※支社、支店、工場、営業所、事務所など

Q4. 生徒・学生への報酬や交通費の支払いは必要ですか？

A4. 教育活動の一環で実施しますので、生徒・学生に対する報酬や交通費の支払いは不要です。昼食を用意する必要もありません。

Q5. 生徒・学生がケガをした場合や企業に損害を与えた場合には、誰が費用を負担するのですか？

A5. 実施にあたっては学校の指導のもと、生徒・学生が保険に加入します。

Q6. インターンシップはどのような内容で実施すればよいですか？

A6. 技能レベルなどによって内容が変わってきます。学校側の担当者と打合せの上、カリキュラムを決定します。

インターンシップ実施実績

実施年度	学校数	受入人員数	受入企業数
平成27年度	26校 (26校)	2,540名 (1,640名)	1,542社 (1,060社)
平成26年度	25校 (25校)	2,349名 (1,567名)	1,484社 (1,047社)
平成25年度	28校 (27校)	2,217名 (1,739名)	1,375社 (1,118社)
平成24年度	28校 (28校)	1,868名 (1,496名)	1,156社 (943社)
平成23年度	24校 (24校)	1,468名 (1,142名)	813社 (662社)

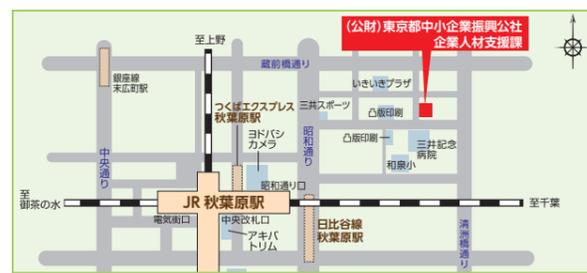
※受入人員数、受入企業数は、延べ数で表記。()内は奨励金支給実績。

お気軽にお問い合わせください

公益財団法人
東京都中小企業振興公社
 企業人材支援課

TEL.03(3832)3675
 FAX.03(3832)3679

〒110-0016 東京都台東区台東1-3-5 反町商事ビル 6階
 E-mail :sangyo-jinzai@tokyo-kosha.or.jp



◆アクセス◆
 JR線・東京メトロ日比谷線・つくばエクスプレス「秋葉原駅」(徒歩10分)



インターンシップを活用し、「ものづくりの魅力」を若者に伝えよう!

～ 受入企業を随時募集しています!～

インターンシップ (ものづくり中小企業魅力体験)とは…?

「生徒・学生が、ものづくり中小企業の職場で、さまざまな就業体験を通じ、働く人々と接する学習活動」のことをいいます。

地域社会と企業と若者を結ぶインターンシップ

中小企業の人材対策の取り組みとして、東京都では各学校が実施するインターンシップの場を活用することを推奨しています。
 受入に際して、魅力体験コーディネータによるサポートや奨励金交付により企業の負担軽減に取り組んでいます。

●「社会」へのメリット

- ・若者の就業率の向上
- ・企業の活力向上による地域の活性化
- ・ものづくり技能の伝承

●「企業」のメリット

- ・人材確保につながる
- ・従業員の指導力向上
- ・就業環境を見直すきっかけになる
- ・地域や学校とのつながりが深まる

●「生徒・学生」のメリット

- ・企業とのつながりを持てる
- ・就職への意欲向上
- ・自分の特性を認識できる
- ・社会性が身につく



インターンシップ受入企業を募集します!!受入企業には奨励金を支給します!!

ものづくり中小企業の魅力発信に向けた 東京都の取り組み

東京都では、中小企業での人材確保を支援するため、ものづくり中小企業の高い技術力とそれを支える人材に着目し、これらを中小企業の「魅力」として若者に向けて情報発信する「中小企業の魅力発信プロジェクト」を実施しています。その一環で、中小企業の魅力を直接体験できる機会を充実させる「ものづくり中小企業魅力体験受入支援」を実施しています。

必要とされる背景と期待

生徒・学生の勤労意欲や職業観を養うとともに、中小企業への関心を喚起するための職業教育の一環として、インターンシップの推進が必要となってきました。

就業体験を通じ、生徒・学生が基礎的な技術の習得の大切さを再認識し、あわせて勤労意欲の醸成、社会人としてのマナーや協調性の育成、地域社会への関わりを知る機会となることが期待されています。

ものづくり中小企業魅力体験(インターンシップ) 受入支援事業

都内の工業高校・産業高校及び高等専門学校(高専)の生徒・学生が企業で実践的な技術・技能を学習するため、中小企業魅力体験(インターンシップ)として受入れていただいた企業を支援する事業です。

支援対象

都内に主たる事業所を有する中小企業者等。

支援内容

- 魅力体験コーディネータが学校と受入企業との橋渡し役として相談をお受けします。
- 実習生を受入れた企業に奨励金を支給します。

奨励金

注1) 奨励金の支給対象要件は、原則として都内に主たる事業所を有するものづくりを行う中小企業等です。詳細は、『インターンシップ受入に関するQ&A』のQ2をご参照ください。

注2) 受入1日1名あたり8,000円を支給します。(上限1名あたり10日間)

※平成28年度から「1名あたり」に変更になりました。
例:A企業で3日間2名の学生が実習を行った場合
旧)8,000円×3日間 = 24,000円
新)8,000円×3日間×2名 = 48,000円

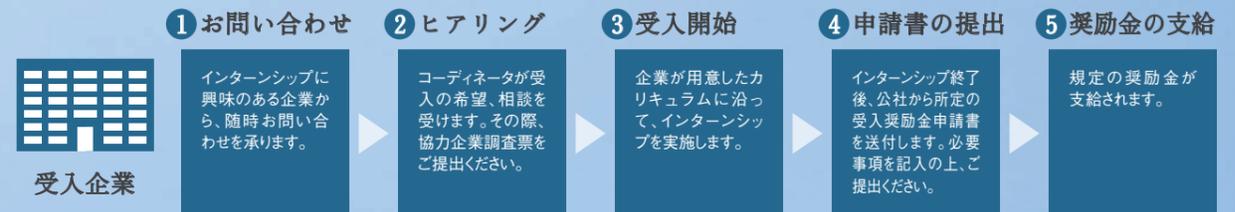
インターンシップ受入奨励金についての手続き

インターンシップ終了 インターンシップ終了後に生徒・学生を派遣した学校から「実施証明書」が公社へ届きます。要件審査後、公社から受入先企業に「受入奨励金申請書」を送付します。

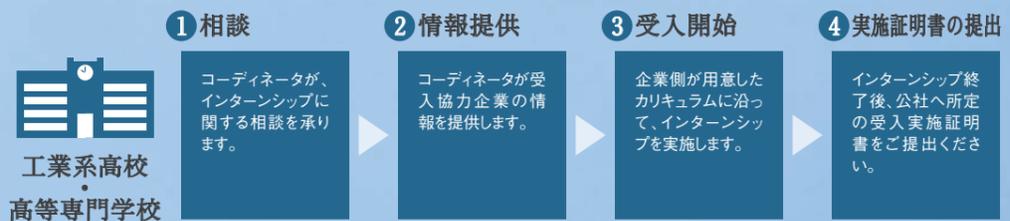
申請書提出 「受入奨励金申請書」に必要事項を記入し、公社に送付いただきます。

お振込 申請書類受理後、ご指定の口座に奨励金が振り込まれます。

インターンシップ受入の流れ



注1) 各校のインターンシップの実施状況により、生徒・学生が派遣されない場合もあります。
注2) 奨励金支給対象要件外の業種であった場合、奨励金は支給されません。



中小企業魅力体験 インターンシップのモデル



- (1) 受入対象:工業系高校及び高専の生徒・学生
- (2) 受入時期:学校と調整の上決定します。
- (3) 実施期間:3日~10日程度 (1日当たり概ね5時間以上)
- (4) 保険については原則として学校の指導のもと、生徒・学生が加入しています。

企業におけるカリキュラムの例

日程	第1日目	第2日目~	最終日
午前	出社・出勤簿押印	出社・出勤簿押印	出社・出勤簿押印
	朝礼	朝礼	朝礼
	オリエンテーション	担当者打合せ	担当者打合せ
	担当者打合せ	就業	就業
休憩 (昼食)			
午後	就業	就業	就業
	作業終了・作業日誌記入	作業終了・作業日誌記入	作業終了・作業日誌記入
	1日の反省	1日の反省	反省会・終了挨拶
	整理・退社	整理・退社	整理・退社

・カリキュラム作成にあたっては、事前に学校の教員が企業を訪問し、担当者とは打ち合わせさせていただく場合があります。
・学校の教員が期間中、生徒・学生の活動状況を把握するために企業を訪問することがあります。

